東京自動車教習所健康保険組合特定健康診査等実施計画 〈 第4期 〉

(令和6年4月~令和12年3月)

1. 背景及び趣旨

わが国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急激な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその結果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、第4期6年間の特定 健康診査等実施計画を定めることとする。

2. 当組合の現状

当健保組合は、自動車運転教習を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

令和5年12月末の事業所数は79で、関東を中心とする10都道府県に所在するが、その約6.6割が東京に所在しており1事業所あたりの平均被保険者数は約49人である。

当組合に加入している被保険者は、3,907人で平均年齢は46.95歳、被扶養者は2,385人で平均年齢は28.47歳となっている。そのうち40歳以上75歳未満の被保険者は2,589人、被扶養者は815人、合計3,404人となっている。

健康診査については、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会(以下「東振協」という。)が契約している健診機関及び当組合が直接契約している健診機関の施設及び巡回健診、被扶養者は集合会場別健診も行なっている。

令和 4 年度における健診実施者数は 2,206 人(被保険者 2,039 人、被扶養者 167 人)である。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示しているが、これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、 体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことが出来るため、健 診受診者にとって生活習慣の改善に向けて明確な動機付けができるようになる。 特定健康診査・特定保健指導はこのような考え方によって計画、実施する。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後は、特に被扶養者の実施率向上のため、健康管理委員及びホームページ等を通じ、被扶養者を対象とした各種健診の受診促進を図る。

3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主及び被保険者の合意があった場合、労働安全衛生法の規定による定期健 診と当健康保険組合の健康診査を併せて実施する。

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき事業主の実施した労働安全衛生法の健診のうち特定健診に該当する健診項目について、保険者が事業主にデータを求めることが出来ることから、積極的にデータの報告を依頼したい。

4. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群としてリスクを抱えるメタボリックシンドローム該当者に対する保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことであり、そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I. 達成目標

(1) 特定健康診査の実施に係る目標

令和 11 年度における特定健康診査の実施率を 85.47%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年 度	11 年 度	国の参酌標準
被保険者	90.00	91.00	92.00	93. 00	94. 00	95. 00	_
被扶養者	30.00	35. 00	40.00	45. 00	50.00	55. 00	_
被保険者+被扶養者	75. 71	77. 66	79. 61	81. 56	83. 52	85. 47	85. 0

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率30.0%とする。(国の基本指針が 示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年 度	11 年 度	国の参酌標準
被保険者+被扶養者	10.00	14. 00	18.00	22.00	26.00	30.00	30.00

(3) 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和11年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

Ⅱ. 特定健康診査等の対象者数

(1) 対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
対象者数(推計値)	2, 590	2, 590	2, 590	2, 590	2, 590	2, 590
目標実施率(%)	90.00	91.00	92.00	93.00	94.00	95.00
目標実施者数	2, 331	2, 357	2, 383	2, 409	2, 435	2, 461

被扶養者 (人)

	6年度	7年度	8年度	9 年度	10 年度	11 年度
対象者数(推計値)	810	810	810	810	810	810
目標実施率(%)	30.00	35. 00	40.00	45.00	50.00	55.00
目標実施者数	243	284	324	365	405	446

被保険者+被扶養者 (人)

	6年度	7年度	8年度	9 年度	10 年度	11 年度
対象者数(推計値)	3, 400	3, 400	3, 400	3, 400	3, 400	3, 400
目標実施率(%)	75. 71	77.66	79. 61	81. 56	83. 52	85. 47
目標実施者数	2, 574	2, 640	2, 707	2,773	2,840	2, 906

② 特定保健指導

被保険者+被扶養者 (人)

IX IV IX IV IX IV IX I						
	6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者数	3, 400	3, 400	3, 400	3, 400	3, 400	3, 400
動機付け支援対象者数	170	170	170	170	170	170
目標実施率(%)	10.00	14.00	18.00	22.00	26.00	30.00
目標実施者数	17	24	31	38	44	51
積極的支援対象者数	230	230	230	230	230	230
目標実施率(%)	10.00	14. 00	18.00	22.00	26.00	30.00
目標実施者数	23	33	42	51	60	69
保健指導対象者数(計)	400	400	400	400	400	400
目標実施率(%)	10.00	14.00	18.00	22.00	26.00	30.00
目標実施者数(計)	40	56	72	88	104	120

Ⅲ. 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健康診査については、従来どおり東振協が健診機関と契約して行なう施設 健診及び巡回健診のほか、東振協が特定健診のみの健診をおこなう健診機関とし て契約した全国の施設及び当組合が直接契約している健診機関の施設及び巡回 健診、被扶養者は集合会場別健診により実施する。

特定保健指導については、東振協または健康保険組合連合会東京連合会が契約 を結んだ保健指導機関より全国に保健師を派遣し実施する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

(1) のとおり

(5) 受診方法

東振協契約健診機関及び当組合が直接契約している健診機関で生活習慣病予防健診等を行う場合は、受診希望者が健診機関に予約しその後当組合に申込書を提出する。(生活習慣病予防健診等は特定健康診査の検査項目をすべて含んでいるため、特定健康診査を併せて実施したこととなる。)

東振協に委託して特定健康診査のみを行う場合は、受診希望者が申込書を当組合に提出することにより申込を行う。その後東振協の発行する受診カードを、当組合より受診希望者に送付することとする。

(6) 周知·案内方法

周知は、説明会・事業所通知・ホームページ等に掲載して行なう。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、東振協の健診委託機関から決済代行機関でもある東振協を通 じ電子データを随時(又は月単位)受領するほか、個別の契約医療機関からも随 時受領して当組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データ で受領する。なお、保管年数は5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、健診データを基に動機付け指導対象者及び 積極的指導対象者について実施する。

IV. 個人情報の保護

当健保組合は、東京自動車教習所健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。 また、データの利用者は当組合健診担当者に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページ等に掲載して行なう。

VI. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見 直すこととする。